

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第83号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
様式第14号（第11条関係）	様式第14号（第11条関係）
略	略
略	略
〔注意事項〕 1～4 略 5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあっては被災職員の妻であった者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱いが認められます。 6～9 略	〔注意事項〕 1～4 略 5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあっては被災職員の妻であった者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱い又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等又は郵便局に提示することにより非課税の取扱いが認められます。 6～9 略

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。